

東大阪市と事業者等との包括連携協定に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が事業者等と多様な分野で包括的な協力関係を築き、協働による事業を推進することにより、地域及び行政が抱える課題解決に取り組み、もって市民サービスの向上、地域の活性化等に資するため事業者等と締結する包括連携協定に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって、国及び地方公共団体以外のものをいう。
- (2) 連携事業 事業者等が地域課題及び行政課題の解決に向けて、自らの申出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。
- (3) 包括連携協定 市の地域課題及び行政課題の解決に向けて、東大阪市第3次総合計画基本構想で示す「人権・共生・協働」、「子ども・子育て」、「教育」、「スポーツ・文化・産業」、「健康・福祉」、「都市・環境」、「防災・治安」の7分野のうち、3分野以上にまたがる幅広い政策分野における連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等が双方の合意の上で締結する協定をいう。

(事業者等)

第3条 包括連携協定の対象とする事業者等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市との連絡調整を密にしながら、連携事業を継続的に推進できること。
- (2) 包括連携協定の必要性を理解し、賛同していること。
- (3) 地域課題及び行政課題の解決に向けて、市と協働で取り組む意欲があること。
- (4) 以前から社会貢献活動に取り組んでいる又はこれから取り組む意欲があること。
- (5) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に科せられている者がいないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等による手続き中でないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はこれに類する行為を行っていないこと。
- (8) 法令に違反する重大な事実又は公序良俗に反する事実があったと認められないこと。

- (9) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者が実質的な活動に関与していると認められないこと。
- (10) 国税（法人税、所得税、消費税（地方消費税を含む））又は東大阪市税を滞納又は未申告である団体でないこと。
- (11) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体でないこと。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、包括連携協定の対象としてふさわしいものであること。

（連携事業）

第4条 連携事業は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの。
- (2) 事業者等への利益を誘導するおそれがあるもの。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの。
- (4) 人権を侵害するおそれがあるもの又はこれに類するもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、連携事業としてふさわしくないものであること。

（包括連携協定を締結するに当たっての基本的な考え方）

第5条 市は、次に掲げる観点から包括連携協定の必要性及び有効性について検討を行い、市民生活への影響、社会経済情勢等を十分に考慮した上で、包括連携協定の締結の要否を判断するものとする。

- (1) 複数の分野において連携事業の実施が見込まれ、当該連携事業の効果を市全域に波及させることができるかどうか。
- (2) 新規の提案であって、市が事業者等との連携により実施することが可能なものであるかどうか。
- (3) 市が既に実施している施策又は事業のうち、事業者等との連携が可能なものであるかどうか。
- (4) 事業者等が社会貢献のために実施する施策又は事業であって、市との連携により地域の活性化及び市民サービスの向上に寄与するかどうか。
- (5) 事業者等が市の特徴を活かして連携事業を実施することができるかどうか。
- (6) 事業者等が有する優れた技術力又は質の高いサービスの提供に関する知識、ノウハウ等を活用することができるかどうか。
- (7) 事業者等が有する広域的なネットワークを活用することができるかどうか。

(8) 事業者等の専門分野における研究活動等により得た高度な知見を活用することができるかどうか。

(包括連携協定の締結)

第6条 市は、受け付けた提案について事業者等と協議し、その協議が整ったときは、当該事業者等との連携事業の内容、包括連携協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した協定書により包括連携協定を締結するものとする。

(協定内容の公表)

第7条 市は、前条の規定により包括連携協定を締結したときは、記者発表、市ウェブサイトへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとする。

2 前項の規定による公表は、包括連携協定を締結した事業者等も行うことができる。

(包括連携協定の有効期間)

第8条 包括連携協定の有効期間は、包括連携協定の締結の日から1年間とする。ただし、有効期間が満了する日の1ヶ月前までに市又は事業者等から更新しない旨の申出がない場合には、同一の条件をもって1年間更新するものとし、以後も同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情がある場合には、この限りではない。

(包括連携協定の解除等)

第9条 市は、事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合には、包括連携協定を解除することができる。

- (1) 事業者等が第3条各号に掲げる基準のいずれかに該当しなくなったとき。
- (2) 連携事業が第4条各号に掲げる基準のいずれかに該当したとき。
- (3) 包括連携協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。
- (4) 事業者等が公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (5) 事業者等又は事業者等の役員が暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他の反社会勢力に係る者（以下「暴力団員等」という。）であること又は包括連携協定が暴力団員等の利益になることが判明したとき。
- (6) 事業者等が事業譲渡、事業廃止その他の理由により包括連携協定に係る事業を行わなくなると認めるとき。
- (7) 包括連携協定の履行に関し事業者等又は事業者等の従業員の責めに帰すべき事由により市又は第三者に損害を与えたとき。
- (8) 事業者等に市に対する信頼関係を破壊する行為その他の背信行為があったとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市及び事業者等は、天災その他やむを得ない事由により、連携事業（天災その他非常の事態が発生した場合に実施することを目的とするものを除く。）の実施が困難と判断した場合は、当該連携事業に係る包括連携協定の解除を申し出ることができる。

（庁内委員会）

第10条 包括連携協定に関する重要事項を審議するため、東大阪市包括連携協定庁内委員会を置く。

（協議）

第11条 この要綱及び協定書に定めのない事項がある場合又はそれらの内容に疑義が生じた場合は、市及び事業者等は、信義誠実の原則にのっとり、関係法令に基づいて双方協議の上、これを処理するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。